

健康食品の試供品



～Part1～

平成 24 年度、60 歳以上の方を中心に健康食品の送り付けに関する相談が急増しました。主な苦情内容は「以前お申込みいただいた健康商品を送ります」と突然電話が入り、「申し込んだ覚えがない」と断ったのに強引に送り付けられるといった相談でした。最近では、突然健康食品の試供品を送るといった手口に変わってきていますのでご紹介します。

<事例>

留守番をしていた夫が、突然、「健康食品試供品を届けるのでお試しにならないか」と電話を受けた。代金の話は一切なかったし、「試供品」ならばと思い、承諾した。数日後、10 日分のサプリメントが送られてきたので、開封し飲んでみた。後日、ちょうど全部を飲み終わったところに 500 円ほどの請求書が届いた。有料なら申し込まなかったのに代金は支払いたくない。

見守り新鮮情報第 179 号

ちょこっと助言

- ◆業者が有料であることをはっきり説明せずに、「試供品」「お試し」「サンプル」などということで、消費者に無料だと思い込ませるケースがあります。無料であるかどうかを確認するようにしましょう。
- ◆試供品が無料であったとしても、その後商品購入の勧誘が続くことがあります。試供品の送付を持ちかけられた時は、自分にとって本当に必要かどうかをよく考えて判断することが大切です。
- ◆心当たりがない場合は、安易に支払いをせず、消費生活センターにご相談ください